

# 早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

学位名称	博士（社会科学）
申請者氏名	劉 弘毅
専攻・研究指導	地球社会論専攻 国際協力・平和構築論研究指導
論文題目	アジアにおける非伝統的安全保障の展開
論文副題	中国の対応を中心に

審査委員会設置期間 自 2023/09/21  
至 2023/11/09

受理年月日 2023/09/21

審査終了年月日 2023/11/09

審査結果 合格

審査委員	所属	資格	氏名
主任審査員	社会科学総合学院	教授	山田 満
審査員	社会科学総合学院	准教授	奥迫 元
審査員	社会科学総合学院	教授	劉 傑
審査員	大学院アジア太平洋研究科	名誉教授	天児 慧

2023年10月30日

論文提出者氏名：劉弘毅（早稲田大学大学院社会科学部研究科後期博士課程）

和文題名：アジアにおける非伝統的安全保障の展開—中国の対応を中心に—

英文題名：Development of Non-Traditional Security in Asia: Focus on China's  
Response to Non-Traditional Security Issues

## I. 本論文の主題

### (1) 研究の背景

長らく安全保障とは、主権国家の安全保障であったことから、冷戦時代に代表される軍事力に依拠した伝統的安全保障を指していた。しかしながら、冷戦終結後の1990年代から、軍事衝突の可能性は低下し、その一方で国境を越えた経済を中心とするグローバル化が進展していく。他方で、国際社会は新たな地球規模の諸問題に直面する。例えば、本論文が扱う環境問題、途上国における食料不足、テロ問題、感染症などの問題である。このような国境を越えた非軍事的な諸問題を非伝統的脅威として認識するようになった。ここに必然的に新しい安全保障の枠組みが求められ、本論文の主要なテーマとなっている「非伝統的安全保障」として名づけられた。

非伝統的安全保障は、冷戦後の日本や西欧世界で重視される個人の安全を基本とする「人間の安全保障」とは異なり、中国や東南アジアなどアジア地域で国家主権が強い諸国で導入される安全保障概念となった。ただ両概念は従前の軍事力だけに依拠した伝統的安全保障とは異なり、地球規模の諸課題解決への取り組みを含む点で多くを共有している。要するに、両概念とも地球規模の諸課題解決における多国間の国際協力を前提にしている。

そこで、本博士論文ではアジア地域におけるこれまでの非伝統的安全保障協力の展開を整理し、同分野で十分に指摘されていない問題点を分析し、非伝統的安全保障の全体像を明確することを目的にしている。特にアジア地域で最も非伝統的安全保障概念を重視する代表的な国の1つである中国を中心に分析、考察することで、中国政府が同分野で実施している国際協力や国内対応への関与のあり方を検証する。

また、2000年代以降に中国は著しい経済成長を遂げるが、その一方で中国の台頭を受けて政治経済及び安全保障上の論争は絶えない。いわゆる「中国脅威論」である。しかし、本論文では従来の覇権争いや国際競争力の観点から中国を論じることに主眼を置かず、むしろ中国を国際協力システムに関与させる観点から中国の非伝統的安全保障のあり方を検証、分析、さらに考察を加えている。併せてこれらの視点から、アジア地域の権威主義国家における非伝統的安全保障の展開とその問題点にも一定の示唆を与えている。

## (2) 研究の目的

「人間の安全保障」は文字通り、個々の人間の安全を保障する考え方を指している。例えば、1994年の国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書』によれば、「人間の安全保障」は大きく「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」から構成される。しかし、人間の安全保障に基づく国連決議が「国民の安全を守る」ことを理由に内政干渉に繋がるのではないかと一部の国家からは警戒されている。それに対して本論文の主要なテーマとなっている「非伝統的安全保障」は伝統的安全保障への批判と非伝統的な脅威に対する認識などで一致している。著者は、非伝統的安全保障の特徴として、第1に伝統的安全保障への批判に強く依存しているが、それ自体の定義は曖昧であること、第2に国家に対する脅威を排除することに重心を置いていること、第3にそれを実現するには国際協力が必要であることの3点を挙げている。これらの特徴から、国家主権の強いアジア地域、特に代表的な中国の非伝統的安全保障の認識と変容、政策と機能を解明することを本論文の目的として掲げている。

## (3) 分析枠組み

「人間の安全保障」と「非伝統的安全保障」の最大の共通点は、冷戦型の軍事力に依拠した伝統的安全保障を補完している点である。その一方で、「非伝統的安全保障」と「人間の安全保障」の最大の相違点は、安全保障の対象と主体における国家の地位であると述べる。要するに、非伝統的安全保障における安全保障の対象と主体は第一義的に国家を指すのに対し、人間の安全保障は個々の人間に設定されており、国家以外の非国家主体の役割を強調している。

なお、人間の安全保障と非伝統的安全保障における個人と国家の異なる位置づけは安全保障の対象と主体における本質的な対立よりも、むしろ国家と個人の安全保障における優先順位の違いによる結果であって、国家の安全と個人の安全を互いに補完する一面を持っているのだと著者は指摘する。

本論文の主要な分析枠組みはバリー・ブザン(Barry Buzan)らコペンハーゲン学派らが主導した安全保障化理論(securitization theory)に依拠している。端的にいえば、安全保障化理論とは、「何が安全保障問題か」という前提に基づき、特定の問題がある主体に対する脅威であると認識された場合、それが安全保障問題となる。また、認識を客観的に表現するために、その認識に基づいて発信する行動を「安全保障化」(securitization)の過程と呼び、その発信と聴衆の受容を考察の重心に置く。

なお、本論文では事例研究として非伝統的安全保障問題めぐる中国政府の対応を中心に分析し、中国政府の非伝統的安全保障協力の対応とその特徴や問題点を明らかにする。それによって、同様に国家主権の強いアジア諸国の現状を考察のための一定の示唆を供与することである。

## II. 本論文の構成

### 目次

序章 研究の背景と意義

第1節 本論文の問題意識

第2節 本論文で使用する主要用語の解説

第3節 本論文の構成

第4節 先行研究に対する整理：国際関係論における安全保障理論と非伝統的安全保障の位置づけ

(1) 人間の安全保障

(2) 非伝統的安全保障

(3) その他の安全保障理論

(4) 安全保障理論に関する先行研究のまとめ：なぜ「非伝統的安全保障」か

第5節 本論文における分析枠組み

第6節 本論文における研究意義と独創性

第1章 中国における非伝統的安全保障の脅威

第1節 非伝統的安全保障の脅威に対する中国政府の認識

第2節 中国の非伝統的安全保障とテロ問題

(1) 中国におけるテロ問題の歴史とそれに対する中国政府の対応

(2) テロ問題の顕在化：2008年ラサ事件と2009年ウルムチ事件

(3) 2014年（ウルムチテロ事件）以降のテロ問題

本節の小括

第3節 中国の非伝統的安全保障と環境問題

(1) 中国の経済成長と環境問題

(2) 中国民間における環境問題の安全保障化の試み：紫静の『穹頂之下』

(3) 胡錦濤時代の環境問題への対応

(4) 習近平時代の環境問題への対応

本節の小括：環境問題と中国の非伝統的安全保障の関係性

第2章 安全保障の対象から見た中国の非伝統的安全保障の変容

第1節 2000年代前半における中国の非伝統的安全保障の対象

(1) 「責任のある大国」と「中国脅威論」への反論

(2) 米中関係における非伝統的安全保障問題

第2節 2008年前後の中国における非伝統的安全保障領域の変容

(1) 国内非伝統的安全保障問題の多発

(2) 2007年から2008年の食料危機と中国における食料安全保障の変容

(3) 中国の増大する海外利益

第3節 「一帯一路」と「人類命運共同体」構想と非伝統的安全保障の対象

第3章 中国における非伝統的安全保障の手段と政策制定

第1節 中国の国内政策としての非伝統的安全保障問題

(1) 中国国家安全委員会の発足とその役割

## (2) 中国の非伝統的安全保障における人民解放軍の役割

### 第2節 中国が関与した非伝統的安全保障に基づくアジア地域協力

## 第4章 事例研究：新型コロナウイルス感染症からみた中国の非伝統的安全保障危機管理体制

### 第1節 「戦時状態」の発令からみた中国の危機管理体制

### 第2節 感染拡大後の中国におけるマスクの普及とそれに関する政策

### 第3節 2022年上海における都市封鎖（ロックダウン）

## 終章

### 初出一覧

### 参考文献一覧

### 付録資料（2点）

### 謝辞

## III. 本論文の概要

### 序章

序章では、本論文の問題意識、主要用語の解説、論文構成に加え、本論文の分析枠組みとなる国際関係論における安全保障理論と先行研究の整理を行い、最後に本論文の研究意義と独創性に関して述べている。

まず、研究の背景で述べたように、東西冷戦後の1990年代から、軍事衝突の可能性が低下していくと同時に、経済を中心としたグローバリゼーションが進展していく。しかし他方で、環境問題、食料不足、テロ問題、感染症問題などを含む地球規模の脅威や危機に人類は直面していく。このような状況下で従来の軍事力に依拠した伝統的な安全保障に加え、新しい安全保障として「人間の安全保障」の考え方が導入された。

しかしその一方で、個々の人間の安全を前提にした西欧型の人間の安全保障が、国家の内政不干渉原則に抵触するとの判断から、非軍事的な領域の脅威への対応は共有するものの、あくまで個々の人間を包摂する国家の安全を優先する非伝統的安全保障の考え方が、中国や東南アジアの権威主義国家に受け入れられるようになった。本論文では非伝統的安全保障の考え方を積極的に導入したアジア地域、特に中国を中心に国家の取り組みを詳細に分析し、同分野における国内政策や国際協力の展開を明らかにしている。

次に改めて、伝統的安全保障、人間の安全保障、非伝統的安全保障などの関係性や相違性を整理し、それを前提になぜ本論文では非伝統的安全保障に注目したのかを先行研究の整理を踏まえて考察している。また、国家の安全を前提とする非伝統的安全保障において、「何が安全保障の問題なのか」という問いを明確にする上で、プザンらが提起した安全保障化理論が有効であると述べている。

最後に、本論文は事例研究として非伝統的安全保障問題めぐる中国政府の対応を分析し、中国政府の非伝統的安全保障協力の対応の特徴と問題点を明らかにする。具体的には、「安全保障化を特定するアクター」、「安全保障化を受け入れる聴衆」、「安全保障化された脅

威」と「安全保障化の目的」に焦点を当てる。国家主権の強い国々が多い中で、事例研究として中国の非伝統的安全保障協力の取り組みを分析することは従来の先行研究では数少なく、かつアジア諸国の権威主義体制を考える上でも一定の示唆が供与できる点でも、研究意義は高く、かつ独創的な研究であると述べる。

## 第1章

本章は3節で構成されている。まず第1節では、非伝統的安全保障の脅威に対する中国政府の認識を明確にしている。次に中国の具体的な非伝統的安全保障問題として、第2節ではテロ問題、第3節では環境問題を扱っている。

簡単に各節の内容を確認する。第1節では、中国の非伝統的安全保障の動向を2001年から2020年までの『人民日報』に掲載された記事を対象に分析している。同紙からは非伝統的安全保障の脅威として、テロ問題と環境問題が最も重視されていたと分析する。

次に、具体的に第2節でテロ問題を分析する。中国におけるテロ問題の記載記事は2001年の世界同時多発テロを契機になっており、それ以来テロ問題は最も頻繁に言及される非伝統的安全保障分野となった。本節では2008年のラサ騷乱、2009年のウルムチ暴動、2014年以降のテロ問題対策を取り上げ、中国政府のテロ問題への対応及びテロ問題が中国政府によって安全保障化に至る過程を分析している。

さらに、第3節では環境問題が一般市民にとって身近な問題となり、政府も非伝統的安全保障の事例として認識せざるをえない重要な分野になったと述べる。例えば、胡錦涛政権の「科学的発展観」や習近平政権の「澄んだ水と緑豊かな山はかけがえのない資産である」というスローガンは、いずれも環境問題を安全保障化することで同分野に対する政府の取り組みを訴える狙いがあったと指摘する。

なお、政府にとって環境問題が非伝統的安全保障領域における最重要課題になった背景の一つとして本論文では、ある新聞記者が取り上げたスモッグ問題を扱った作品を紹介する。本事例は例外的に民間人の問題提起（脅威に対する発話）による安全保障化の過程としてみられたものの、結果的には政府による「国家の安全」対策に包摂されることになったと述べる。本節では、さらに政府の積極的な環境問題への対応として国連主導の気候変動や新エネルギー自動車（EV）産業への支援なども紹介している。

## 第2章

本章では、中国における非伝統的安全保障の変容について、当該時期の政治指導者などの発言を踏まえながら、3節に分けてそれぞれ分析及び考察を行っている。第1節では、2000年代前半から2007年の時期における中国の非伝統的安全保障政策である。当該時期は主に自国と自国民を含むアジア太平洋地域諸国を対象に、対米に協調的な姿勢を保ち、周辺国との関係改善を意図したものであった。なお、非伝統的安全保障という概念は当時の中国政府にとっては外交戦略の一環として捉えられていたと述べる。

第2節では、2008年から2012年を対象にする。当該時期では自国と自国民に向けた脅

威が発生する。国内では2008年の三鹿粉ミルク汚染事件と食料危機に直面し、国外では2011年のリビア中国人退避事件などで、中国の国民と国益が直接的に脅かされる事件が起きた。これらの事件で中国の非伝統的安全保障の重心が国外から国内及び自国民に向けられるようになったと述べる。

第3節では、2013年に習近平政権が発足した後の非伝統的安全保障が対象となる。当該時期では、自国と自国民のみならず、国際社会全体にその対象が拡大する。非伝統的安全保障は中国の「一帯一路」戦略と「人類運命共同体」構想と密接に関連するようになる一方で、中国の安全保障戦略で重要な役割を果たしていくことになる。ただ著者は、このような中国政府の広報戦略は必ずしも国際社会全体に受容されておらず、むしろ中国国内に向けられている一面にも注目するべきであると指摘する。

### 第3章

本章は2節構成になっている。第1節では、中国の国内政策としての非伝統的安全保障問題を考察する。具体的には、国家の安全保障の重要な節目として、2014年に国家安全保障委員会が設立されたことに注目する。本組織は米国の同組織を参考に2000年前後からの構想であったが、結局政府各部署を横断的する機関として統合が不十分であり、具体的な問題を予め想定していたというよりは、政府内部の政治的影響力を優先的に考慮するという限界性を持っていると評価する。

次に、非伝統的安全保障は非軍事的な問題を優先的に取り扱うが、中国では非伝統的安全保障への方向転換にともない、人民解放軍に新たな課題を与え、その役割を一層求めるようになってきているという。特に2010年代においては、非伝統的安全保障を前提に「戦争以外の軍事作戦」が人民解放軍にとって、伝統的軍事任務と同様の、またはそれ以上の重要な役割となってきていると指摘する。

第2節では、中国が関与した非伝統的安全保障に基づくアジアへの地域協力について論じている。非伝統的安全保障は中国とASEANにとっての共通利益であり、中国がアジア地域との国際協力に関与していく中で常に重要な役割を果たしてきた点を述べる。例えば、2002年中国とASEANは「非伝統的安全保障における協力に関する共同宣言」を発表した。2010年に発足した、中国を含むアジア太平洋諸国を包摂した拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)などが代表例である。また、このような両地域における非伝統的安全保障領域の協力は軍事力に依拠した伝統的安全保障協力より共通の課題解決として実現しやすく、その結果中国とASEANとの関係の深化に寄与する可能性があるとして指摘する。

### 第4章

本章は、中国の新型コロナウイルス感染症対策を事例研究に、危機管理体制、マスク着用の普及、さらにガバナンスの有効性の観点から検証を行い、分析と考察を加えている。

第1節では、中国の危機管理体制を「戦時状態」の発令との関係から分析する。著者は端的に今回の「戦時状態」は法的根拠が欠いており、実質的には通常のいわゆる危機管理体

制に過ぎなかったと述べる。「戦時状態」は代表的な小規模感染拡大対策として、2020年5月から2021年1月までの間、地方政府の防疫政策の中で頻繁に言及されたことを指摘する。

「戦時状態」とは、中国において中央政府が多大な権力を握る一方で、地方政府も一定の自主権を持っている構造を反映している。しかし他方で、地方政府に権限を委ねることは、同時に感染防止に失敗した場合の責任を取らせることを意味し、その結果として感染拡大リスクを最小限に抑えるために、発令基準や対象地域を細分化せず、必要以上に「戦時状態」が発令されることになった。したがって、「戦時状態」の発令とは、実質的に中央政府が自らの責任を地方政府へ転嫁する結果であったと指摘する。また、地方政府への責任転嫁は結局地方の過度の防疫対策と直結し、必要以上に地域住民に自粛を強いるなどの混乱を引き起こしていたと述べる。

第2節では、感染拡大後の中国におけるマスクの普及とそれに関する政策を分析する。新型コロナウイルス感染拡大後、中国政府は短時間でマスク着用の義務づけを中国全土に徹底させた。しかしながら、中国における既存の法律ではマスク着用と関連する条文が曖昧で、マスク着用の義務づけの法的な根拠が不十分であると述べる。したがって、中国政府がマスク着用を普及させていく過程ではむしろ国民の協力を求める仕組みになっていたと判断する。著者は、結局国民の政府に対する信頼と基層幹部や従業員の働きによって、中国でのマスク着用が国民に浸透し、日常生活における不可欠な一部として定着していったと指摘する。

第3節では、日本でもメディア等で注目された2022年3月から5月までの上海における都市封鎖(ロックダウン)を扱っている。具体的に、上海ロックダウンについて、時系列的整理、争議事件の分析、事例研究を踏まえた基層における防疫の実態の解明など、多面的な観点から検証している。著者は本節の結論として以下の3点の問題提起をする。

第1に、中国の防疫体制の中で、基層党組織と一般市民は地方政府からの責任転嫁の受け皿となっており、理不尽な防疫対策を強いられる場合が多かった。第2に、安全保障化の言説と安全保障上の脅威に対する有効な対応は、本来政府の正統性と民衆からの信頼に基づくが、安全保障上の脅威に対する失敗は逆にその正統性と信頼を傷つけることに繋がってしまった。第3に、上海ロックダウンの中で、地方政府、基層党組織と企業以外に、一般市民が自発的に自助を目的とする共同体を結成し、防疫体制において大きな役割を果たしていた。このような防疫体制における市民社会の役割は、今後の非伝統的安全保障の中で中国の基層が大きな潜在的な役割を持っていることを示唆しているのではないかと述べる。

## 終章

本論文では、中国政府が非伝統的安全保障問題にいかに対応してきたかを時系列的な分析を通じて考察してきた。2001年から2007年までは、中国の非伝統的安全保障は萌芽期と形成期に当たり、非伝統的安全保障の概念はまだ曖昧で、その重要性も十分に認識されていなかった。その一方で、当時期の中国はむしろ非伝統的安全保障の重心を国際協力に置き、特に近隣諸国との関係改善のために、中国は積極的に地域協力に関与した。

次に、2008年から2012年までは、中国の非伝統的安全保障の転換期となったと述べる。特に2008年は国内で非伝統的安全保障問題が多発し、政府と一般国民は同問題の重要性を認識していく。2000年代後半より中国の海外展開に付随する国益が急速に拡大し、それを脅かす非伝統的安全保障問題が発生することで、中国の非伝統的安全保障への認識の変容を促す結果になったという。

最後に、2013年から2023年現在に至る期間は、非伝統的安全保障の成熟期に入ったと述べる。代表的な事例として、2013年の国家安全委員会の設立や「国家安全法」の制定などの法整備が進んできた点を評価する。また、非伝統的安全保障協力が外交政策の核となる「一帯一路」構想や「人類命運共同体」概念と緊密に関連している点を重視する。つまり、当時期における中国の非伝統的安全保障は、国家の安全を促すと同時に、グローバル・ガバナンス分野での影響力と発信力を求める手段にもなったと述べる。従前の非伝統的安全保障政策が場当たりのであったのに対して、成熟期に入った中国の非伝統的安全保障は行動計画を設定するなど積極的な展開をとともなうことで、国家利益を追求している点に注目すべきであると筆者は主張する。

また、最後の第4章では新型コロナウイルス感染症対策を事例に、中国における非伝統的安全保障が次の2つのジレンマに直面していると述べる。第1に、中央政府が絶大な政治権力を持つ反面、非伝統的安全保障において地方政府と基層に多大な任務が押し付けられており、この傾向はやがて基層に能力以上の責任転嫁を課すことに繋がり、結果的に安全保障の失敗を招いてしまうことにならないか。第2に、中国型の非伝統的安全保障において、国民からの政府に対する信頼と協力は非伝統的安全保障政策を実施する鍵になるが、過度な政策の実施は却ってその信頼を傷つけてしまうことにならないか。

このように、中国政府にとって、非伝統的安全保障への取り組みは自らの政策の正統性を裏づける手段になるが、他方で個人の安全保障よりも国家の安全保障を優先する政府の姿勢そのものが国家の正統性を蝕むことにならないか。これら2つのジレンマに鑑みると、中国型の非伝統的安全保障体制は、実は中国政府が主張するような強靱で万能なものとはいえないのではないか。むしろ、今後は中国の非伝統的安全保障における具体的な制度化が求められていく必要があると締めくくる。

#### IV. 公聴会での主なコメント・質疑と応答

公聴会は2023年10月19日（木曜日）、16時半から18時20分まで実施。

(1) 非伝統的安全保障は国家の安全を重視するとはいうものの、その国家には個々の人間が含まれており、また被害に遭うのも個々の人間である。国家と個々の人間の関係をどう捉えるか。

○中国政府は、個々の人間を含めた国家の安全を非伝統的安全保障として捉えている。ただ、言うまでもなく、個々の人間の安全を主張した声を無視することはできないのも事実であり、必ずしも政府の思惑通り「国家の安全」に包摂できない場面もあると考える。

(2) 政府だけではなく、民間や市民社会の役割が中国社会で重視されることが中国にお

ける「成熟」した段階ではないのか。実際、事例に挙げている上海ロックダウンの状況下においても、住民は共同購入などを通じて連帯を強めていたはずである。このような状況が今後増大していくことが最終段階における「成熟」した社会ではないか。

○民間や市民社会の役割に関しては、今後の展開に注目している。本論文では、政府が非伝統的安全保障を促していく過程、つまり民間や市民社会の活動も包摂された上で、ロック・ダウンが解除されたことを踏まえて「成熟」と判断した。しかし、今後さらに時系列的な民間や市民社会の動きを追うことで「成熟」の判断をしていきたい。

(3) 本論文は「人民日報」の記事を前提に中国政府の非伝統的安全保障活動を分析している。言うまでもなく「人民日報」が中央政府の広報を担っていることを考えると、地方紙や民間レベルに近い新聞等の利用は考えなかったのか。

○ご指摘の点は、十分理解しているが、地方紙や SNS などのメディアは中央政府の政策や統制で収集が難しい。ただ、人民日報でも地方の住民などの声を比較的拾っており、本論文の主旨から役立つ点も多いと判断して同紙の記事の分析を行った。この指摘も今後の課題にしたい。

(4) 本論文の表題が「アジアにおける」と記載されているが、大半の議論は中国が中心であった。序論での問題提起である「アジアでの非伝統的安全保障」との関連ではどのような結論や示唆が得られたのか。また、同安全保障の国際協力を諸外国はどのように見ていたと思うか。

○確かにアジア地域での非伝統的安全保障の分析と考察は十分とは言えなかったが、同安全保障の概念化ではシンガポールの南洋理工大学非伝統的研究センターの役割は大きい。本論文では、特に同様な政治体制を有する中国の分析を通じて非伝統的安全保障に基づく国際協力のあり方に一定の示唆が提示できたものとする。また、中国の同安全保障に基づく国際協力は対米主導の国際秩序を意識したものであるが、他方で中国の国際公共財への貢献を促すことの必要性も訴えている。今後アジア地域、特に ASEAN との具体的な協力関係を論文の中で増やしていくことを課題にしたい。

(5) 中国の現状を踏まえた上で、可能な限りの論文の修正や改善がなされたと評価する。ただその一方で、中国の非伝統的安全保障を分析しているが、実際は「中国型の伝統的安全保障」とは言えないか。また、同安全保障の特徴を指導者の時代区分に基づいて考察しているが、むしろ同安全保障領域で顕著なトピック別で分析、考察することはできなかったか。

○本論文ではグローバル・ガバナンスにおける中国の役割を分析、考察したかった。その意味で、国際社会で共有する脅威や危機をいかに中国が対外的に、国内的に取り組んできたのかを当該時期の政治指導者の政策や特徴、発言を踏まえることで明らかにできるのではないかと考えた。

## V. 本論文の評価と審査結果

(1) 着眼点、方法、内容、結論におけるアイディア、独創性：本論文は中国の安全保障

の議論が軍事力に依拠した伝統的安全保障に集中されている中で、国境を越えた地球的規模の脅威や危機に中国はどのような役割を担えるのかに着目して論文を展開させている。換言すれば、グレアム・アリソンの「トゥキディデスの罠」に基づく米中衝突ではなく、ジョセフ・ナイが指摘する「キンドルバーガーの罠」に基づき、いかに中国を平和という国際公共財維持のために役割を求めいくのかという著者の問題意識が本論文の背景に存在する。このような問題意識を前提にいかに地球的規模の諸問題を政治体制の異なる諸国間で協力して解決していくのか。西欧世界からは個々の安全を重視する「人間の安全保障」が重視され、他方で国家主権が強い政治体制では国家の安全を第一義的に重視する「非伝統的安全保障」に注目する。ただ両安全保障ともに最終的目標が諸問題解決に向けた平和な社会の実現である点では共有される概念である。この観点から特に中国の非伝統的安全保障を詳細に検討していくことで本論文の独創性は担保されると思われる。

(2) 論文のテーマ設定の妥当性、重要性：国家主権が強い、あるいは権威主義体制を有するアジア諸国が多い中で、その代表的な国家である中国を中心に論じていくことは妥当性があり、重要なテーマと考える。

(3) テーマに応じた論文構成の妥当性：序章で研究意義、先行研究の整理、さらには本論文の理論的な分析枠組みを踏まえ、第1章で中国の非伝統的安全保障問題を取り上げ、第2章で時系列に同問題に対する中国政府の取り組みを分析し、第3章では国内政策から同安全保障の位置づけと同じ政治体制を有するASEAN諸国との関係を論じ、第4章では中国の直近の新型コロナウイルス感染症対策を事例に危機管理体制を分析している。最後に終章で全体を通じた考察と課題を提起している。論文構成は妥当であると考えられる。

(4) 先行研究のサーベイをふまえた専門分野における貢献度：国際関係論における各種の安全保障理論が先行研究を踏まえて適切に図表化されており、それを前提にブザンらが提唱した安全保障化理論を利用して中国の非伝統的安全保障問題をめぐって政府の対応を分析し、中国政府の同安全保障協力の特徴と問題点を明らかにした点で、本論文の専門分野における貢献度は高いと考える。

(5) データや資料に裏付けされた実証性：中国の非伝統的安全保障でもっと重視されている問題は何かを2001年から2020年までの『人民日報』を利用して検索し、その中から同安全保障問題の最も深刻な脅威としてテロ問題と環境問題を本論文の第1章で論じている。また、本論文では3つの時期に分けて中国の非伝統的安全保障問題の取り組みを様々な資料を駆使して議論している点も評価できる。

(6) 論旨展開における論証性、説得力：すでに(1)着眼点や独創性の中で述べてきたように、安全保障化理論に即して各章を展開しており、論旨の展開が明確になっている。

(7) 専門用語や概念の使い方における正確さ、妥当性、充分性：専門用語や概念の使い方は特に序章の第2節、第4節、第5節で図表などを利用して詳しく整理されている。

(8) 引用の仕方、注の付け方、資料の利用の仕方、文献リストの作り方における正確さ、妥当性、充分性：論文作成上の指導は行き届いており、問題はない。文献は日本語、英語、中国語の文献にそれぞれ分類し、読者に分かりやすくしている。

(9) 社会科学研究科の独自性から要請される学際性、実践性：本論文は国際関係理論を分析枠組みに据えているが、当然ながら中国を中心にしながらも ASEAN 諸国も視野に入れており、中国研究やアジア研究、さらに歴史的観点も含まれている点でも学際的論文と言える。

(10) 論文全体としての卓越性：本論文の卓越性は、従前からの軍事力に依拠した伝統的安全保障ではなく、また冷戦後に西欧世界で重視されていく「人間の安全保障」とは異なる政治体制の国々が採用した「非伝統的安全保障」を扱っている点である。両安全保障ともに国境を越えた地球規模の脅威や危機に対応する国際協力の必要性を共有している。本論文はこの問題意識を前提に詳細に中国の非伝統的安全保障を分析、考察している点で卓越性を備えていると言えよう。

なお、最後に、今後の課題として3点挙げておきたい。第1に、著者自身が指摘しているように、中国における非伝統的安全保障がいかに変容していくのか。これまでの場当たり的で恣意的な中国政府の同安全保障の解釈に鑑みて、今後どのようにそれが制度化されていくかに注目する必要があるだろう。第2に、中国の市民社会が今後どのような市民的権利を求め、それにとまなう政治改革を促していくのかを考察していくことが求められよう。第3に、中国の外交戦略で重視する非伝統的安全保障協力がどの程度アジア地域で普遍性を持つのか。本論文の主題は「アジアにおける非伝統的安全保障の展開」であったものの、アジア諸国の分析は限られており、より多くの両地域間の具体的な協力事例を踏まえて、中国とアジア諸国における非伝統的安全保障関係の考察が求められよう。

#### 【審査委員会の結論】

以上の所見と評価、公聴会での質疑応答に鑑みて、本論文審査委員会は全員一致で本論文が「博士(社会科学)」の学位を受けるに値するものと認め、ここに推薦するしだいである。

2023年10月19日

#### 審査委員

主査審査委員	早稲田大学社会科学総合学術院・教授	山田 満 博士(政治学)
審査委員	早稲田大学社会科学総合学術院・准教授	奥迫 元 博士(政治学)
審査委員	早稲田大学社会科学総合学術院・教授	劉 傑 博士(文学)
審査委員	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科・名誉教授	天児慧 社会学博士

審査委員

主任審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	博士（政治学） 神戸大学	山田 満
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院准教授	博士（政治学） 早稲田大学	奥迫 元
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	博士（文学） 東京大学	劉 傑
審査員	大学院アジア太平洋研究科名誉教授	博士（社会学） 一橋大学	天児 慧